

働く人の治療と職業生活の両立のために

～ガイドラインが策定されました～

近年、就業年齢の高齢化等にも伴い、健康上何らかの問題や疾病を抱えながら働く人が増加する傾向にあります。また、診断技術や治療方法の進歩により、疾病を抱えていても、離職や休職をせずに治療を受けながら仕事を続けられる可能性が高まってきており、例えば、がんの治療のため、仕事をしながら通院している人は全国で33万人に上るといふ推計もあります。

こうしたことから、2016（平成28）年2月に厚生労働省により「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が策定されました。ガイドラインのほか、各企業で「治療と仕事の両立」の支援を行う際の参考になる資料として、以下の資料が作成されていますので、ご活用下さい。

関係資料（関係ウェブサイト）

■ 「治療と職業生活の両立について | 厚生労働省」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

- ① 「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」
- ② 「治療を受けながら安心して働ける職場づくりのために ～事例から学ぶ治療と仕事の両立支援のための職場における保健活動のヒント集～」
- ③ 「治療を受けながら安心して働き続けることができる職場づくり（事例集）」

■ 「調査研究：滋賀産業保健総合支援センター」

<http://www.shiganpo.jp/08research/index.html>

- ④ 「病気治療のために休んでいた従業員が復職する時に役に立つ「会社と主治医間の情報連絡シート」」

■ 「ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等 | 厚生労働省」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

- ⑤ 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」

■ 「短時間正社員制度 導入支援ナビ - パート労働ポータルサイト」

<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/navi/>

- ⑥ 「短時間正社員制度導入支援マニュアル ～人材活用上の多様な課題を解決～」

（短時間正社員の就業規則のひな形（p.45～）、健康保険や厚生年金の適用の解説（p.47）も掲載）

企業向け相談窓口

■ 滋賀産業保健総合支援センター（①～⑤に対応）

- ・ ①～④に関して、職場の治療と職業生活の両立全般についてご相談が可能です。2016年度途中からは、会社（事業場）への訪問支援も開始予定です。
- ・ ⑤に関して、職場復帰プログラムを含むメンタルヘルス対策の情報提供を行っています。

労働者（患者）向け相談窓口

労働者・求職者（患者）向けには、疾病ごとに以下の窓口があります。労働者自身や家族が状況を的確に理解することも重要であり、事業者からも周知するようにしましょう。

【がん】「がん相談支援センター」などのがん相談窓口（県内主要病院）

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ganjoho/live/live/live.html>

【難病】滋賀県難病相談・支援センター（県内1か所）

http://www.pref.shiga.lg.jp/e/kenko-t/nanbyou_center/

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（概要）

本ガイドラインは、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、事業場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、事業場における取組をまとめたもの。

背景・現状

- 治療技術の進歩等により、「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化
(例：がん5年相対生存率が向上 平成5～8年53.2% → 平成15～17年58.6%)
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
(例：仕事をもちながら、がんで通院している者が多数 平成22年32.5万人)
- 仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースがみられる
(例：糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%)

→ 疾病にり患した労働者の治療と職業生活の両立が重要な課題

- 治療と職業生活の両立に悩む事業場が少なくない
(例：従業員が私傷病になった際、企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮する事業所90%)

→ 事業場が参考にできるガイドラインの必要性

治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

- 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
- 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備
- 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議

治療と職業生活の両立支援の進め方

① 労働者が事業者へ申出

- ・労働者から、主治医に対して、一定の書式を用いて自らの業務内容等を提供
- ・それを参考に主治医が、一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成
- ・労働者が、主治医に作成してもらった書面を、事業者へ提出

② 事業者が産業医等の意見を聴取

- ・事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取

③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業の転換等）、治療に対する配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい

※その他、がんに関する留意事項を規定。

(滋賀労働局労働基準部健康安全課 (TEL 077-522-6650) 2016.7更新)



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして